

日本赤十字社診療放射線技師会旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程(以下本規程という)は会の役員または会員が会務のため出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第 2 条 本規程に適用する会務は次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 会長が本規程の適用を認めた会議及び会務活動
- (4) 前各号においてオンラインシステムを利用したもの

(出張命令)

第 3 条 会長は会務のため役員または会員に出張を命ずることができる。

(旅費)

第 4 条 前条により出張する場合は次の旅費を支給する。

- (1) 交通費 実費
 - (2) 宿泊料 実費、ただし一泊 12,000 円を上限とする。
 - (3) 日当 3,000 円
- 2 移動を伴わないオンラインシステムによる会議については 1,000 円・研修会主催等については 3,000 円を日当として支給する。
3. 特別な事由による出張の場合は、前項の規定にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。
- 4 当会以外から旅費が支給される場合は前各項について適用されず旅費は支給しない。

(改 廃)

第 5 条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附 則 この規程は昭和 28 年 11 月 15 日より施行する。

昭和 42 年 10 月 26 日改正	令和 4 年 4 月 8 日改正
昭和 44 年 11 月 7 日改正	
昭和 47 年 11 月 28 日改正	
昭和 52 年 11 月 17 日改正	
昭和 62 年 8 月 27 日改正	
平成 2 年 4 月 5 日改正	
平成 10 年 5 月 27 日改正	
平成 26 年 4 月 4 日改正	
平成 28 年 4 月 8 日改正	
令和 3 年 4 月 16 日改正	